

平成28年度 全国高等学校ゴルフ選手権九州大会

開催日：平成28年7月12日（火）13（水）

開催コース：八女上陽ゴルフ倶楽部

九州高等学校ゴルフ連盟

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (B)1b』を適用する。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (B)1a』を適用する。

5. 溝とパンチマークの規則

『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』（裁定 4-1/1）を適用する。

（付属規則Ⅱ-5c 注2 ゴルフ規則 201ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 4-1/1 参照）

6. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (B)5b』を適用する。

『ゴルフ規則付 I (C)5b』を適用する。（ゴルフ規則 179 ページ参照）

8. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

9. プレーのペースについて（ゴルフ規則 6-7 注2）

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。

※アウトオブポジションに該当しなくても遅れが生じているとレフェリーが判断した組に対してはペースの回復を求めることがある。

※特定のプレーヤーのペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくても、そのプレーヤーに通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある。

(1) アウトオブポジションの定義

次の両方に該当したとき、その組はアウトオブポジションとなる。

(a) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、

「タイムパー」に記載された時間を超えた場合

(b) 第2組以降の組では、前の組との間隔が1ホール以上（パー4のホールを基準）空いた場合。

注：マッチプレーの場合には(a)に該当したときにそのマッチはアウトオブポジションとなる。

(2) アウトオブポジションとなった場合の措置

あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、レフェリーはホールとホールの間でその組全員に、アウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各プレイヤーのすべてのストロークに要する時間を計測することを通知する。

レフェリーがその組の各プレイヤーのストロークに要する時間を計測し(3)の許容時間を超えた場合、プレイヤーに(4)の罰則が適用される。

例外：特別な事情（ルーリングや紛失球等）があったとレフェリーが判断した場合、レフェリーはその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、合理的な時間内に遅れを取り戻すことができれば、各プレイヤーのストロークに要する時間は計測しない。

(3) ストローク要する許容時間

原則：40秒

例外：パー3ホールにおいて最初にプレーするプレイヤー、パー4とパー5のホールにおいて第2打地点から最初にプレーするプレイヤー、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーするプレイヤーのショットの許容時間は50秒とする。

注：ストロークに要する許容時間の計測は、そのプレイヤーのプレーの順番が回ってきた時に開始する。

(4) 罰則

バッドタイム1回目 プレイヤーはレフェリーによって警告され、さらにバッドタイムなった場合には罰が課せられることを告げられる。

バッドタイム2回目 1打の罰

バッドタイム3回目 更に2打の罰

バッドタイム4回目 競技失格

注：アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のバッドタイムの回数は持ち越す。

『ゴルフ規則付I(C)5b』を適用する。（ゴルフ規則179ページ参照）

10. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8b, c, dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断になった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。

この条件の違反の罰は**競技失格**（ゴルフ規則6-8b注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：サイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：サイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：サイレンをならして通報する。

1 1. 移動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I (B) 8 移動』を適用する。(ゴルフ規則 181 ページ参照)